

戦略的地域づくりビジョンの実践のための調査

平成17年10月に環境省の中部地方の出先機関として設置された「中部地方環境事務所」では、国立公園をはじめとする保護地域を管理していますが、保護地域以外のエリアの自然環境の保護と利用のあり方については、必ずしも明確になっていませんでした。

このため、当事務所では平成21年度事業の一環として、まず「伊勢・三河湾流域」を対象に「場と輪をつくる」「行動する」「仕組みをつくる」を3本柱とする「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を作成しました。
(http://chubu.env.go.jp/to_2010/0518b.html)

このビジョンを踏まえ、平成22年度はビジョンを実践するための取り組みを行いました。取り組みの内容は、伊勢・三河湾流域における下流域の民間団体が主に上流域の民間団体に直接ヒアリングを行い、互いの活動の光(喜び)や影(苦悩)を共有し、ネットワークを構築しようとするものです。

この取り組み自体は「伊勢・三河湾保全・再生調査」という名称で、平成20年度から継続していますが、昨年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された同条約の新戦略計画(愛知目標)を推進していくための意味も大いにあります。(図1、<http://chubu.env.go.jp/nature/mat/eco-map/index.html>)

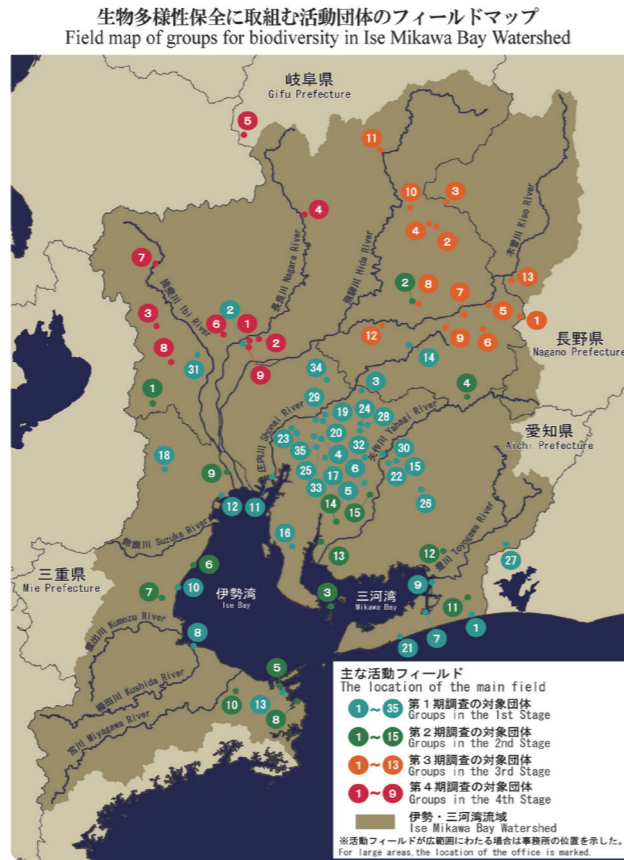


図1：生物多様性保全に取り組む活動団体のフィールドマップ

調査は、これまで対象に含まれていなかった主に揖斐・長良川上流域で活動する計9団体にヒアリングを行いました。直接お話を伺うことで、民間団体同士の良好な関係が構築されたほか、地域の生物多様性を持続的に保全するためには、地域文化の継承、有機農業や適正な林業といった地域資源の適正な利用が重要であることなどが明らかになりました。

調査の途中でしたが、COP10の際に開催された「生物多様性交流フェア」において、本取り組みのパネル展示、パンフレットの配布、スタッフによる説明を通じ、全国・世界に情報を発信しました。また、ヒアリングを踏まえた意見交換会の場である「生物多様性流域対話」を昨年8月(岐阜県美濃市)と本年2月(岐阜市)の2回開催しました。

特に、2回目の「生物多様性流域対話」では、本取り組みを今後継続して実施すること、流域をコーディネートできるような主体を確立することなどを内容とする「生物多様性流域対話宣言」が満場一致で採択されました。(図2)
(http://chubu.env.go.jp/to_2010/0301b.html)

～豊かな流域を守り育てるために～ 生物多様性流域対話宣言

私たちは、たくさんの生物多様性の恵みを受用することで、日々暮らしを営み、文化や伝統を育んできました。しかし、高度経済成長期以降の急激な経済発展やそれに伴う開発、都市化の進行により、快適で便利な生活ができるようにはなりませんが、森・里・川・海の大切な生物多様性の消失を未だ止めることができません。

2010年10月に愛知県名古屋において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、COP10で採択された愛知目標などの実現に向けて、グローバルな視点にたち、伊勢・三河湾流域を保全・再生することの重要性が改めて注目されています。

伊勢・三河湾流域の保全・再生を通じ、私たちの未来をよりよいものとするために、流域の市民、民間団体、専門家、行政といったセクターの連携・協働を強固なものにすべく、次の取組を進めることを宣言します。

- さまざまな団体などに出かけて直接対話する「流域再生調査」を今後も継続します。
- 流域の上流と下流の連携、岐阜・愛知・三重・長野・滋賀などの県域を超えた活動の連携と交流を一層進めます。
- さまざまな活動の成果を発信するとともに、流域の保全・再生に向けた課題を共有するため、各地の現場での開催も含めて、今後も多様な地域や職・世代の参画による「生物多様性流域対話」を継続します。
- 流域をコーディネートできるような主体を確立していきます。

2011年2月20日 生物多様性流域対話参加者一同

図2：生物多様性流域対話宣言

生物多様性の持続可能な利用に係る 伝統的知恵に関する調査

前頁の調査と同様、ビジョンを実践するため、三河湾流域をモデル地域として、「聞き書き」という手法を用い調査を行いました。ならいは、流域で生活する人々が伝統的にお持ちになっている知恵の中にある生物多様性の持続可能な利用方法を炙り出し、今後の地域づくりに生かすことです。

聞き書きの対象者は全部で9名。森、川、里、海との関わりからの観点から、豊田市大野瀬町梨野地区、同市古岸(ふっそ)地区、豊橋市前芝地区の3箇所を対象としました。ここでは、森、里との関係を調べた梨野地区について報告します。

調査を通じ、梨野地区では周辺に広がる山を屋敷からの距離や自然環境特性に応じ、薪炭材・木材の採取地、耕作のための肥料の採取地などとして活用していることが分かりました。また、田畑に引く水は、離れた谷川から個人所有地をできるだけ通らないよう、周辺の環境を読み取りながら引かれていることが分かりました。さらに、屋敷の前には田畑があり、背後の山林は山菜・葉草の採取地や桑畑として利用されるなど、近代の奥三河地域で見られるモザイク的で多様な土地利用が行われていることが確認できました。

このように、梨野地区では、自然環境を読み、地形に応じてきめ細やかに土地を利用する知恵が継承されていることが分かりました。(図1)

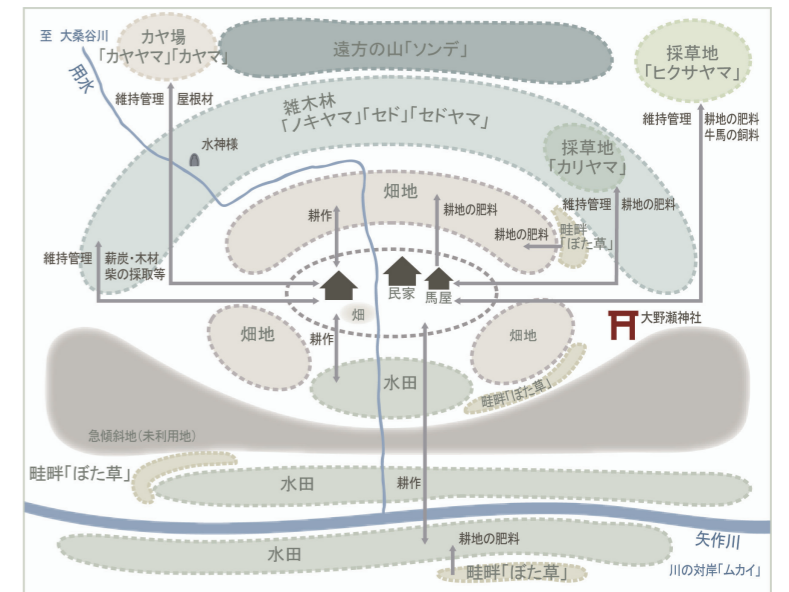


図1：梨野地区の持続可能な資源利用の概念図

次に信仰について、主に農林業を生業としている地域では、農作物の豊稔を祈ること、災害などが最小限になるよう願うことなど、自然の恵みと脅威に対する気持ちを「祈る」行為を通じて継承しています。梨野地区でも、地区の中央にある大野瀬神社は町全体の神社として人々の信仰の対象とされ、境内にあるイチヨウの巨木は、里の暮らしを見守ってきた神木として捉えられていることが分かりました。

また、路傍にはお地藏様や「おしゃぐり様」(写真1)に代表される石造物など、八百万の神が祀られ、地区の人びとの安寧な生活や子どもの健やかな成長、豊稔・豊作、地の恵みや水の恵みへの祈りの対象となっていることが分かりました。

以上のように梨野地区において、土地利用や信仰を通じ地域の生物多様性が持続的に利用されており、地域住民の伝統的な知恵は、今後、私たちが自然と共生する社会を形作る上で有用であることが分かりました。今回は、三河湾流域を対象としましたが、中部地域全体に広げて調べることは意味のあることだと考えます。

最後に、本調査の実施に当たり、特定非営利活動法人 山里文化研究所の代表理事清藤奈津子様に大変お世話になりました。改めてお礼申し上げます。



写真1：路傍にある「おしゃぐり様」